

## 個人情報の委託等に関する注意喚起

平成19年3月27日

財団法人 日本情報処理開発協会  
プライバシーマーク推進センター

悪意を持った委託先の従業員によって、不正に持ち出された約864万件もの大量の個人情報の漏えいした事故が、平成19年3月12日に明らかにされました。この事故は、受託事業者における安全管理措置等の業務実施環境に対応した適切かつ十分な従業員の管理・監督が行われていなかったことが主要な原因です。

一方、業務発注事業者側においても、発注業務目的の達成に必要と考えられる以上の個人情報を受託者に預けていたことが判明しました。そのために、今回の漏えい事故によって持ち出された約15万件の個人情報がインターネット通販詐欺に利用され一部の個人に実害が生じることとなりました。

今回の事故を踏まえ、個人情報を委託及び受託する際には、以下の事項を徹底するようお願い致します。

- ・ 個人情報の取扱場所における安全管理措置について、組織的・人的・物理的・技術的な側面及び総合的に十分であるかを定期的・継続的に点検し、必要な改善措置を講じること。
- ・ 個人情報の取扱業務を再委託等で複数事業者の協力を得て実施する場合には、責任体制を明確にすること。
- ・ 個人情報の取扱業務を委託する場合には、十分な安全管理措置が講じられている委託先を選定するとともに、委託後も適切に監督すること。
- ・ 個人情報の取扱業務を委託する場合には、業務目的の達成に必要な範囲の情報に限定して提供すること。
- ・ 従業員に対する個人情報保護に関する教育を徹底すること。

以上